

マンガでおさえる
法学重要テーマ

刑事訴訟法編



本書の 使い方

STEP 1

昇任試験対策室副室長の
カメっちです。本書の使い
方を説明していきます。
各テーマ STEP 1 は、
問題事例です。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

重要テーマ

05

STEP 1

STEP 2

STEP 3

逮捕の種別(1)

昇任試験論文過去
問から最頻出テー
マを厳選しました。

STEP 1

問題事例

A警部補は、繁華街を警ら中に女性から「あの男に鞆をとられた」との急訴を受け、指差す方を見ると男が車に乗り込み急発進した。

男を直ちに逮捕するためパトカーで追跡し、逃走車両のナンバー等を無線手配し、緊急配備が発令されたところ、男が乱暴な運転で逃走していたため、航空隊のヘリコプターによる追跡に移行することになった。

男は逃走中に車内から鞆を投げ捨てたが、捜査員により直ちに発見された。結局、ひたたくり現場から約20km、約25分の地点で、男の車両はB警部補により停止され、窃盗の犯人として逮捕された。

この場合における逮捕の種別について述べなさい。

（マンガで問題を読んでみよう！）

（左から右に読み進めてください。）



問題をマンガで読むことで状況が把握しやすくなります。



本事例で、A警部補は、ひったくった鞆を持ち逃走する直後の男を現認しています。どの逮捕から検討するのがよいでしょうか。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

答案作成のQ & Aを確認しよう!

037

問題を解く上でのポイントや着眼点をカメっち先生がアドバイスします。

本書の問題事例は、判例の事案等をもとにした架空の事例です。設定やマンガの描写には注意を払っておりますが、実際の警察実務と相違する点があるかもしれません。ご容赦いただけますと幸いです。

各テーマSTEP 2は、
答案作成のQ&Aです。



STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 逮捕の種別を判別するコツを教えてください！



A まずは嫌疑の程度に着目しましょう。

似ている性質のものを区別するには、**相違点**に着目するのがコツです。
通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕を行うには、逮捕の理由（特定の犯罪の嫌疑）と逮捕の必要性（逃亡又は証拠隠滅のおそれのあること）の要件を満たす必要がありますが、逮捕の理由に関して、

- ①通常逮捕では、「**相当な理由**」（嫌疑の**相当性**）
- ②緊急逮捕では、「**充分な理由**」（嫌疑の**充分性**）
- ③現行犯逮捕では、「**犯罪と犯人の明白性**」（嫌疑の**明白性**）

答案作成上の疑問
をQ & A形式で解
決します。

それぞれとされており、それぞれの逮捕で求められる嫌疑の程度が異なります。です
逮捕の種別を判別するには、まずは**嫌疑の程度**に着目するのがコツといえま

	通常逮捕	緊急逮捕	現行犯逮捕
対象犯罪	・制限なし	・ 重大な犯罪	・制限なし
逮捕の理由	・相当な理由 (嫌疑の 相当性)	・充分な理由 (嫌疑の 充分性)	・犯罪と犯人の明白性 (嫌疑の 明白性) ・犯罪の現行性、時間的 接着性
逮捕の必要性	・必要 (明らかに逮捕の必要 がない場合は、認めら れない)	・必要 (通常は認められる)	・必要 (通常は認められる)
他の要件	・ 軽微犯罪 の場合に制限 あり ・事前の逮捕状 ・緊急執行した場合の逮 捕状の事後提示	・緊急性 ・事後の逮捕状の請求	・ 軽微犯罪 の場合に制限 あり

Q&Aに関連するマ
ンガのコマで状況
をイメージしましょう。

豊富な図表でビジュアルに分かりやすく解説します。

Q2

嫌疑の程度に着目するのは分かったが、どの逮捕から検討すればよいのか？

A

下のフローチャートを参照してください。



05

逮捕の種類 (1)



フローチャートのように、嫌疑の程度が高い順（現行犯逮捕→準現行犯逮捕→緊急逮捕）に検討するとよいでしょう。

現行犯逮捕、準現行犯逮捕、緊急逮捕が認められないときは、通常逮捕を検討しましょう。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

各テーマ STEP3 は、
模範答案例です。



STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 結論

男を、窃盗罪の現行犯人として逮捕することができる (刑訴法213条)。

2 現行犯逮捕

現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を現行犯人といい、何人でも逮捕
状なく逮捕することができる (刑訴法212条、213条)。

(1) 犯罪の現行性・時間的場所的接着性

次のア、イのいずれかを満たすことを要する。

ア 犯罪の現行性

犯罪の実行行為を行いつつある場合でなければならない。

イ 犯罪の時間的場所的接着性

犯罪の実行行為を終了した直後、すなわち、一応の目安として、犯行から
現行犯逮捕までの時間が30~40分以内、犯行現場から逮捕現場までの距離
が200~300m以内とされる。

なお、追跡が継続している限り、場所的にも時間的にも ①

また、犯行現場から継続した追跡があれば、途中で ②

(2) 犯罪と犯人の明白性

その者が特定の犯罪の行為者であることが、逮捕時における現場の状況等か
ら逮捕者に明らかであることを要する。

3 準現行犯逮捕

以下の要件を満たす者は、現行犯人とみなされる (刑訴法212条2項)

(1) 個別的要件

ア 犯人として追呼されているとき (1号)

イ 赃物等を所持しているとき (2号)

ウ 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき (3号)

エ 誰何されて逃走しようとするとき (4号)

(2) 一般的要件

ア 時間的場所的接着性

一般的に、時間的には最大で3~4時間の範囲内とされている。

距離的には、犯行の約1時間40分後、現場から約4kmの距離で行われた

模範答案例の穴を
埋めて重要ワード
を覚えましょう。

同じ数字には同じワードが入ります。答えは右ページの下部にあります。

準現行犯逮捕を適法とした判例がある（最決平8・1・29）。

なお、上記1号の「追呼」では、追呼が継続している限り、場所的にも時間的にも①。また、犯行現場から継続した追跡があれば、途中で②。

イ 犯罪と犯人の明白性

その者が特定の犯罪の行為者であることが、個別的要件に該当する事実を含むその場の状況等から**逮捕者に明らか**であることを要する。

4 問題事例の検討

- (1) A警部補は、ひったくった鞆を持ち逃走する直後の男を現認しているため、現行犯逮捕を検討する。
- (2) 男は、追跡者が途中で交代しつつも、犯行現場から継続して追跡を受け、逮捕されていることから、犯罪との時間的場所的接着性の要件も満たす。
- (3) 配備中のB警部補にとって、男は、緊急配備により継続して追跡を受けているひったくり事件の犯人であることが明白である。
- (4) 以上より、男を、窃盗罪の現行犯人として逮捕することができる。

うめさんが感想を言っています。
たまに大事なことを言うときがあります。

ヘリコプターは操縦がとても難しいと聞いたことがある。
俺は乗り物酔いしやすいから不安だが、ヘリコプターにいつか乗ってみたいな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

17992<43149484000 ② 17991番副 ①

041

穴埋めの解答を逆さにして示しています。

Contents

[目次]

本書の使い方	2
01 自首	12
02 親告罪の告訴	18
03 現行犯逮捕	24
04 準現行犯逮捕	30
05 逮捕の種別(1)	36
06 逮捕の種別(2)	42
07 逮捕の種別(3)	48





08	令状による捜索・差押え(1).....	54
09	令状による捜索・差押え(2).....	60
10	令状によらない捜索・差押え(1).....	66
11	令状によらない捜索・差押え(2).....	72
12	令状によらない捜索・差押え(3).....	78
13	嚙下物の捜索・差押え.....	84
14	自白の証拠能力・証明力.....	90

法令略称一覧

刑訴法	刑事訴訟法
犯捜規	犯罪捜査規範

判例アドレス略称一覧

大判(決)	大審院判決(決定)
最判(決)	最高裁判所判決(決定)
最大判(決)	最高裁判所大法廷判決(決定)
高判(決)	高等裁判所判決(決定)
地判(決)	地方裁判所判決(決定)

明=明治
大=大正
昭=昭和
平=平成
令=令和

刑事訴訟法編

START!

次のページから、
「マンガでおさえる法学重要テーマ
刑事訴訟法編」が始まります。
各テーマは、昇任試験で繰り返し
出題されている重要テーマを厳選し、
昇任試験の得点アップに直結する
内容になっています。
本書で刑事訴訟法の盤石な基礎を
固めましょう。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

「マンガでおさえる法学重要テーマ」は、
5～7月号の3号連続企画だ。

- 5月号は刑法編
 - 6月号は刑事訴訟法編
 - 7月号は憲法・行政法編
- を皆さんにお届けしていくぞ。

それではみなさん、Let's GO!



01

自首

STEP 1

問題事例

交番に勤務中のA巡査は、交番前をうろつく挙動不審な甲に気付き、「どうしたのですか。何か御用ですか。」と質問したところ、甲は、数日前に窃盗を行ったこと、自責の念に駆られ自首することを決意し、交番まで来たがどのように切り出せばよいのかためらっていた旨を申告した。警察では、当該窃盗事件について認知していたが、その犯人が誰であるかまでは分かっていなかった。

この場合、甲によるA巡査に対する犯罪の申告は自首に当たるかについて述べなさい。

マンガで問題を読んでみよう!

(左から右に読み進めてください。)





甲が犯罪をA巡査に申告したことが、「捜査機関に発覚する前」、「捜査機関に対する申告」の2要件を満たすかを検討しましょう。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう!

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 そもそも、自首とはどのようなものなのか？



A まずは定義規定を確認しましょう。

自首とは、犯罪事実が捜査機関に発覚する前に、犯人が捜査機関に対し、自発的に自己の犯罪事実を申告し、その処分に委ねる行為をいい、刑が任意的に減輕されます（刑法42条1項）。

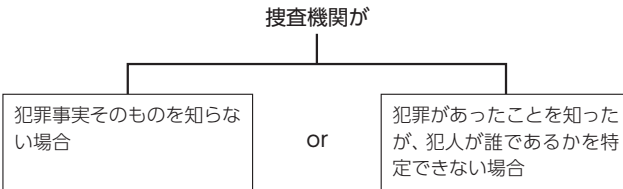
Q2 本事例で、警察は甲の犯罪申告前に窃盗の被害届を受理しているが、「捜査機関に発覚する前」といえるのか？



A はい、いえませう。以下の解説を参照してください。

「発覚」とは、犯罪事実及び犯人が捜査機関に発覚することをいいます。

犯罪事実が全く発覚していない場合はもちろん、犯罪事実は発覚していても犯人が誰であるかが発覚していない場合も、「発覚する前」に当たります。犯罪事実又は犯人が捜査機関に発覚していない場合は、「発覚する前」に当たるといふことです。

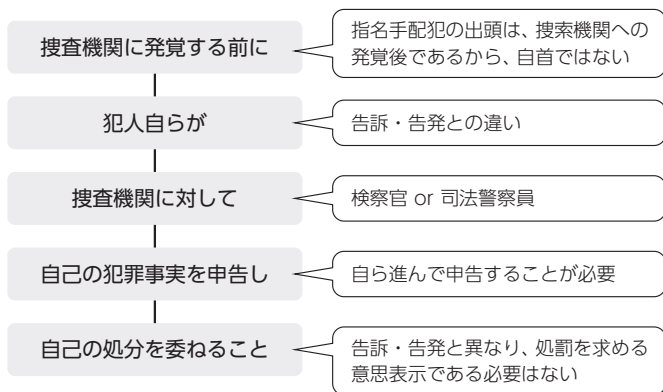


Q3

自首でほかに押さえておいた方がよい知識があれば教えて！



A 以下の図表と解説を参照してください。



上図に挙げた知識を押さえておけばよいでしょう。

なお、上図に記載のとおり、自首を受理する権限は検察官又は司法警察員にのみ認められ、**司法巡査には自首を受理する権限はありません**（刑訴法245条・241条1項）。司法巡査が自首に接した場合は、直ちにこれを司法警察員に引き継がなければならない（犯捜規63条2項）、司法警察員が自首を受理した時に自首の効果が発生することになっています。

司法巡査には自首を受理する権限がないという知識は、SAでも頻出です。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

（ 穴埋めで重要ワードを覚えよう！ ）

1 結論

甲による犯罪事実の申告は、A巡査から司法警察員に引き継がれた時に自首に当たる。

2 自首の意義

自首とは、犯罪事実が捜査機関に**発覚する前**に、犯人が**捜査機関**に対し、**自発的に**自己の犯罪事実を申告し、その処分に委ねる行為をいい、刑が任意的に減輕される（刑法42条1項）。

3 自首の要件

(1) 捜査機関に発覚する前の申告であること

ア 「捜査機関」とは、全体としての捜査機関をいい、申告の相手が犯罪事実等を知らなくても、**捜査機関の誰かが知っていれば**自首は成立しない。

イ 「発覚」とは、犯罪事実 **①** 犯人が発覚することをいう。犯罪事実が全く発覚していない場合はもちろん、犯罪事実は発覚していても犯人が何人であるかが発覚していない場合も、「発覚する前」に当たる。

ウ 「犯人が発覚する」とは、捜査機関において、犯人と疑うに足りる合理的根拠によって犯人が特定されたと判断されたことを要する。

(2) 自発的に自己の犯罪事実を申告すること

犯人が自ら進んで自己の犯罪事実を申告することをいう。

(3) 自己の訴追を含む処分を求めること

申告には、自己の訴追を含む処分を委ねる意思が明示的又は黙示的に含まれていることを要する。

(4) 捜査機関に対する申告であること

「捜査機関」とは、検察官又は **②** をいう（刑訴法245条・241条1項）。

4 自首の受理

(1) 司法巡査は、自首を受理する権限は **③** 。

(2) 司法巡査が自首に接した場合は、**直ちにこれを司法警察員に引き継がなければならない**（犯捜規63条2項）。司法警察員が自首を受理した時に自首の効

果が発生する。

5 問題事例の検討

- (1) 窃盗について、警察は事件そのものを認知していたが、誰が犯人であるかまでは分かっていなかったのであるから、捜査機関に発覚する前の申告である。
- (2) A巡査による声掛けは、取調べに当たらない上、甲は、その声掛けに対して直ちに自己の窃盗行為を申告していることから、その申告行為は、自発的に自己の犯罪事実を申告したといえる。
- (3) 自責の念に駆られ自首することを決意していることから、甲による申告には、自己の訴追を含む処分を委ねる意思が含まれている。
- (4) 甲の申告を受けたのはA巡査であるから、A巡査から司法警察員に引き継がれることによって自首の効果が発生する。
- (5) 以上から、甲の申告は、A巡査から司法警察員に引き継がれた時に自首となる。

任意的減軽ってのは、裁判官の判断で刑が軽くなる場合があるというイメージかな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

① 及び ② 司法警察員 ③ ない

02

親告罪の告訴

STEP 1

問題事例

A (15歳) は、インターネット上の掲示板において名誉毀損の被害に遭ったが、捜査の結果、約1か月後にAの友人である甲の犯行と判明した。

しかし、Aは、甲が友人であったことから、事件を捜査していた警察署に「告訴はしません。告訴できる権利は放棄します。」と申し立てた。ところが、事件を知ったAの実父Bが、甲の犯行だと知った日から約4か月後に、Aに無断で、A被害の名誉毀損に係る告訴状を提出した。これを聞いたAは、Bがした告訴の取消しを申し出た。

この場合、Bの告訴は有効であるか否かについて述べなさい。

（マンガで問題を読んでみよう！）

（左から右に読み進めてください。）





Bが告訴権をもっているのか、告訴権をもっているとして、AとBの告訴権の関係はどうなっているのかを検討しましょう。



昇任試験対策室副室長
「カメッチ先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう!

STEP 2

答案作成のQ & A

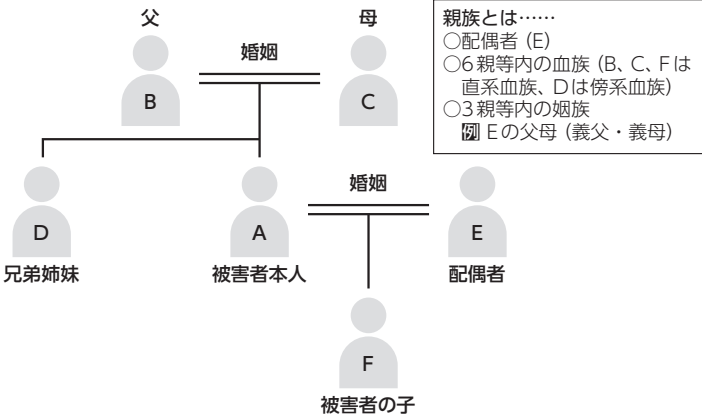
Q1 被害者はAだが、父親Bが告訴できるのか？

A

被害者が未成年者のため、法定代理人として告訴権者に当たります。以下で、被害者以外の告訴権者について確認しましょう。



仮に被害者が結婚して子供がいるような場合は、以下の親族が代表的な告訴権者です。



被害者以外の者が告訴権を有する場合	告訴権者の具体例
被害者が告訴せずに死亡したとき	E (配偶者)
死者が名誉毀損の客体となったとき	B・C・F (直系親族)
名誉毀損の被害者が告訴せずに死亡したとき	D (兄弟姉妹)
被害者の法定代理人が、被疑者等であるとき ☑ BがAを殺害した	C・E・D・F (親族)

Q2

Aは告訴をしないと言っているのに、Bは勝手に告訴ができるのか？

A

できます。法定代理人の告訴権は、法定代理人自身の固有の権利とされています。



法定代理人の告訴権は、被害者本人を代理するものではなく、**法定代理人自身の固有の権利**であると解されており（最決昭28.5.29）、被害者本人の意思に反しても行使できるものです（この考え方を、固有権説といいます。）。

固有権説	独立行使代理権説
未成年者等を保護する立場にある法定代理人の地位に基づき独立に認められた固有の権利である	被害者の告訴権を代理して行使するものである



固有権説によれば、次の結論が導かれる

- ①法定代理人は、被害者に告訴の意思があるかどうかにかかわらず、告訴することができる
- ②法定代理人は、被害者の告訴権が消滅（被害者の告訴期間の経過や告訴の取消しによる消滅）しても告訴することができる
- ③被害者は、法定代理人のした告訴を取り消すことはできない
- ④法定代理人の告訴権に係る告訴期間の起算日は、被害者が犯人を知った日ではなく、法定代理人が犯人を知った日である（大判昭8.7.20）

法定代理人の告訴権の告訴期間は、被害者本人ではなく、法定代理人が犯人を知った日が起算点になることに注意しましょう。



昇任試験対策室副室長
「カメッチ先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 結論

Bの告訴は有効である。

2 告訴の意義

犯罪の被害者その他の**告訴権者**が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示をいう。

3 告訴権者

原則として被害者であるが、その法定代理人など被害者以外の一定の者も告訴権者となり得る（刑法230条～234条）。

4 被害者の法定代理人の告訴権

(1) 法定代理人とは、未成年者の親権者である父母及び成年被後見人の後見人等を指す。

(2) 法定代理人の告訴権は、独立の **①** であって、被害者の告訴権を代理行使するものではない（最決昭28.5.29）。このことから、次のことがいえる。

ア 法定代理人は、**被害者の意思いかんにかかわらず**告訴することができる。

イ 法定代理人は、被害者が告訴期間の徒過、告訴の取消しによって**告訴権を失った後でも**告訴することができる。

ウ 被害者は、**法定代理人がした告訴を取り消すことはできない**。

5 親告罪の告訴

(1) 親告罪の意義

告訴が訴訟条件となる犯罪をいい、**告訴がなければ公訴を提起できない**。

(2) 告訴期間

ア 親告罪については、犯人を知った日から **②** を経過したときは、告訴をすることができない（刑法235条本文）。

イ 被害者とその法定代理人との間で犯人を知った日が異なるときは、法定代理人の告訴権の告訴期間は、**③** が犯人を知った日が起算点となる。

(3) 告訴の取消し

- ア 親告罪の告訴の取消しは、**公訴の提起前**に限られる(刑訴法237条1項)。
 イ 告訴を取り消した者は、更に同一事実について再び告訴をすることができない(刑訴法237条2項)。

6 問題事例の検討

- (1) Bは、未成年者である被害者Aの親権者であるから、法定代理人に当たり、Aの意思にかかわらず、独立して告訴する権利を持つ。そのため、Aは、Bのした告訴を取り消すことができない。
 (2) Bが告訴したのは、甲の犯行だとBが知った日から約4か月後であるため、告訴期間内である。
 (3) 以上から、Bの告訴は有効である。

法律で決まっているから仕方ないとはいえ、
Aくんがちょっと気の毒だな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

① 固有権 ② 6か月 ③ 法定代理人

03

現行犯逮捕

STEP 1

問題事例

A 巡査部長は、他署管内で発生した同種手口の特種詐欺事件の受け子（被疑者）として手配の人物と年齢や人相着衣等の特徴が酷似する男（甲）を発見し、尾行を開始したところ、甲が特殊詐欺の受け子であり、間もなく犯行に及ぶと確信し、さらに尾行を続けると、甲がX方に入るのを確認した。

A 巡査部長は、甲がまさに特殊詐欺を敢行した可能性が高いと判断し、数分後にX方から出てきた甲に対してすぐさま職務質問を行ったところ、甲の所持品からX名義のキャッシュカードを発見したため、X方に被害確認を行った上で、甲を特殊詐欺事件の被疑者として現行犯逮捕した。

この場合における、A 巡査部長の逮捕の適法性について述べなさい。

（マンガで問題を読んでもみよう！）

（左から右に読み進めてください。）





A 巡査部長は特殊詐欺の実行行為を現認してはいませんが、一連の流れから、A 巡査部長にとって甲が特殊詐欺の現行犯人であることが明白といえそうです。



昇任試験対策室副室長
「カメッチ先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう!

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 そもそも、現行犯逮捕とは？

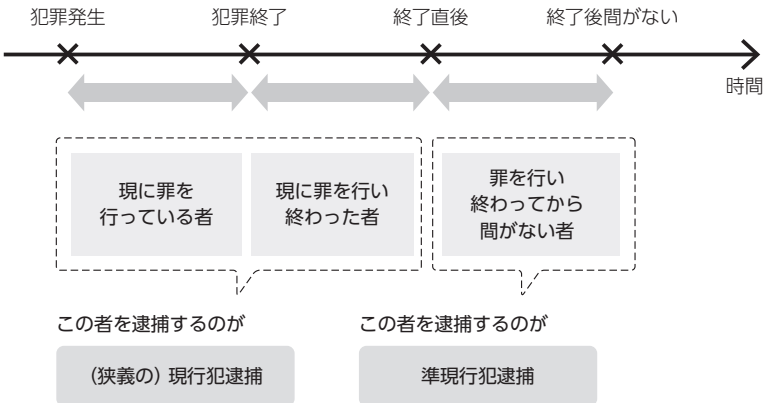


A 現行犯人を逮捕することです。

現行犯人とは、次の①～③のいずれかの者を指します。

- ①現に罪を行っている者（逮捕者の面前で現に特定の犯罪を行っている者）
- ②現に罪を行い終わった者（特定の犯罪を終了した直後の者）
- ③罪を行い終わってから間がない者（準現行犯人）

①、②を逮捕することを「(狭義の) 現行犯逮捕」といい、③を逮捕することを「準現行犯逮捕」といいます。



現行犯人は、^{なんびと}何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができます（刑法213条）。

現行犯人の逮捕が令状主義の例外として認められているのは、犯罪の実行が明白で、裁判所による令状審査を経なくても誤認逮捕のおそれが少なく、また、犯人逮捕の必要性・緊急性が高いからとされています。

Q2 現行犯逮捕(狭義)の要件を教えてください！



A 以下の解説を参照してください。

1 犯罪の現行性・時間的場所的接着性

次の(1)又は(2)のいずれかが必要です。

(1) 犯罪の現行性

犯罪の実行行為をいつつある場合でなければなりません。

(2) 犯罪の時間的場所的接着性

犯罪の実行行為を終了した直後であれば本要件を満たしますが、一応の目安としては、犯行から現行犯逮捕までの時間が30~40分以内、犯行現場から逮捕現場までの距離が200~300m以内とされています。

2 犯罪と犯人の明白性

- (1) 特定の犯罪の行為者であることが、逮捕時における現場の状況等から**逮捕者に明らか**であることが必要です。
- (2) 犯罪と犯人の明白性は、時間的場所的接着性、犯罪現場の状況、被害の状況、犯人の挙動や所持品等の客観的事情を考慮する必要があります。

明文規定はありませんが、現行犯逮捕の場合も、逮捕の必要性は要件とされています(東京高判平20.5.15)。
ただし、現行犯逮捕の場合、逮捕の必要性は通常は認められ、問題にならないことが多いので、論文試験の答案には書かなくともよいと思われます。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 結論

A 巡査部長による現行犯逮捕は適法である。

2 現行犯逮捕

現に ①、又は現に ① 終わった者を現行犯人といい、何人でも逮捕状なく逮捕することができる（刑法212条、213条）。

(1) 犯罪の現行性・時間的場所的接着性

次のア、イのいずれかを満たすことを要する。

ア 犯罪の現行性

犯罪の実行行為を行いつつある場合でなければならない。

イ 犯罪の時間的場所的接着性

犯罪の実行行為を終了した直後、すなわち、一応の目安として、犯行から現行犯逮捕までの時間が ② 以内であり、犯行現場から逮捕現場までの距離が ③ 以内であることが必要である。

(2) 犯罪と犯人の明白性

ア その者が特定の犯罪の行為者であることが、逮捕時における現場の状況等から逮捕者に明らかであることを要する。

イ 犯罪と犯人の明白性は、時間的場所的接着性、犯罪現場の状況、被害の状況、犯人の挙動や所持品等の客観的事情を考慮する必要がある。

ただし、**逮捕者が事前に収集した客観的資料や特殊の知識・経験等**によって、犯人による特定の犯罪が行われていることが認識できれば、犯罪と犯人の明白性は認められる（東京高判昭41.6.28）。

3 問題事例の検討

(1) 犯罪の現行性・時間的場所的接着性

A 巡査部長は、甲がX方に入っていくのを現認し、犯行直後にX方から出てきたところで逮捕しており、犯罪の現行性又は時間的場所的接着性が認められる。

(2) 犯罪と犯人の明白性

本件の犯行は、X宅内で行われたため、逮捕者であるA巡査部長は、特殊詐欺の実行行為を直接確認していない。

しかし、A 巡査部長は、予兆電話の発生状況、甲に関する手配内容や尾行結果など、事前に収集した客観的資料や特殊の知識・経験から、甲が特殊詐欺という特定の犯罪を行ったと認めているので、犯罪と犯人の明白性に欠けることはない。

(3) 結論

以上から、A 巡査部長は、甲を現行犯逮捕することができる。

俺は、まだ埋めていない穴に足をとられてしまうことがいまだにある。
A 巡査部長のような観察力を、俺も身につけたいな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

① 罪を行く ② 30～40分 ③ 200～300m

04

準現行犯逮捕

STEP 1

問題事例

準暴力団内の集団乱闘事件発生の一報を受け、A 巡査部長は逃走犯人がいないかを警戒していたところ、雨の中傘をささず、靴が泥にまみれ、顔に傷があり、血の混じった唾を吐いて息を切らしながら小走りする甲を、事件発生から約 1 時間半後、現場から直線距離で約 3 km 離れた路上で発見した。そのため、A 巡査部長は甲を停止させ、集団乱闘事件の被疑者として準現行犯逮捕した。

この場合における、A 巡査部長の逮捕の適法性について述べなさい。

マンガで問題を読んでみよう!

(左から右に読み進めてください。)





準現行犯の個別的要件、一般的要件
の該当性を丁寧に検討しましょう。



昇任試験対策室副室長
「カメっち先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう!

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 準現行犯逮捕の要件を教えてください！



A 個別的要件から確認しましょう。

● 準現行犯逮捕の個別的要件

次のいずれかの事由に当たることが必要です。

- 犯人として追呼^{ついこ}されているとき（刑訴法212条2項1号）
- 赃物^{そうぶつ}又は明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき（刑訴法212条2項2号）
- 身体又は被服に犯罪の顕著な証拠があるとき（刑訴法212条2項3号）
- 誰何^{すいか}されて逃走しようとするとき（刑訴法212条2項4号）

以下に、各号のポイントを挙げます。

	ポイント解説
1号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続して追呼されている場合には、犯行後時間的に相当の隔たりを生じていても問題ない。 ○ 追呼している者は、被害者である必要はなく、目撃者のような第三者でもよい。 ○ 追呼の方法は、必ずしも声を出す必要はなく、身振り手振りで追い掛けている場合でもよく、追跡せずに、大声で「誰か、あの男を捕まえてくれ。」などと周囲に叫んでいる場合でもよい。 ○ 犯行終了後から、連続して追呼されていることは必要ない。追呼の途中で一時的に犯人を見失った場合でも、犯人の逃走経路の状況・中断時間の長短等からみて、犯人の同一性が担保されていると認められれば、追呼されているといえる。
2号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「赃物」とは、財産罪により不法に領得された物で、被害者が法律上回復追求権を有するものをいう。 ○ 「凶器」とは、性質上の凶器のほか、用法上の凶器も含む。 ○ 「明らかに犯罪の用に供したと思われるその他の物」とは、例えば、住居侵入に使用したドライバー・合い鍵類、犯行現場の足跡と一致する靴、賭博罪に使用した花札等をいう。
3号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、身体・被服に振り返り血と認められる血痕が付着している事実（殺人罪）、被害者から反撃されて手や顔を負傷したり、衣服を破られたりしている事実（暴行罪や傷害罪）、手に石油がしみついている事実（放火罪） ○ 犯罪行為と直接関係のない身体の本来的特徴（アザ・ホクロ・火傷痕等）や被服の特徴（色・柄・型等）は該当しない。
4号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「誰何」の主体には、制限はないから、私人による誰何であってもよい。 ○ 必ずしも、警察官が声を掛けて姓名を問う必要はなく、警笛を吹き、懐中電灯を照らした際に警察官の姿を見て逃走した場合も誰何されて逃走したといえる。

Q2

Q1 以外の準現行犯逮捕の要件とポイントを教えて！



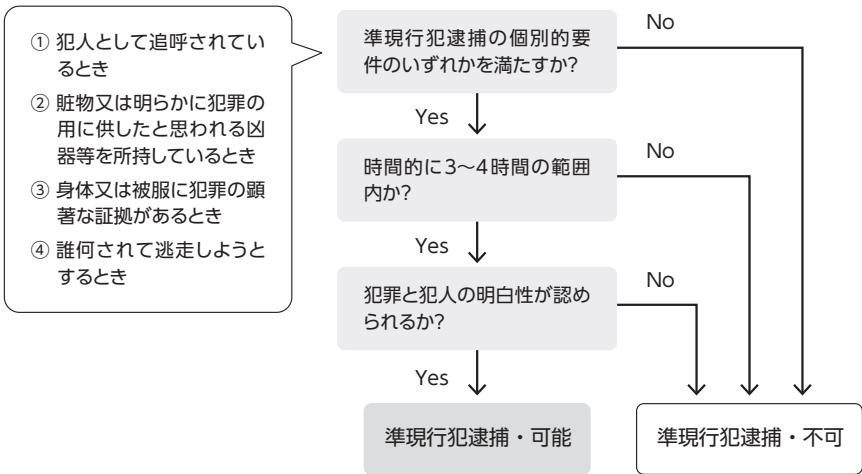
A 一般的要件と擬律判断を確認しましょう。

● 準現行犯逮捕の一般的要件

- 時間的・場所的接着性
時間的には、一般的に、最大で **3～4 時間** の範囲内とされています。
距離的には、犯行の約 1 時間 40 分後、現場から約 4 km の距離で準現行犯逮捕を適法とした判例があります（最決平 8.1.29）。
- 犯罪と犯人の明白性
その者が特定の犯罪の行為者であることが、個別的要件に該当する事実を含むその場の状況等から **逮捕者に明らか** であることが必要です。

● 準現行犯逮捕の可否の擬律判断

以下の手順で判断しましょう。



模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

(穴埋めで重要ワードを覚えよう!)

1 結論

A 巡査部長による甲の準現行犯逮捕は適法である。

2 準現行犯逮捕

(1) 意義

刑訴法212条2項各号のいずれかに当たる者が、現に罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる場合、現行犯人とみなされる（刑訴法212条2項）。

(2) 個別的要件

刑訴法212条2項各号のいずれかに該当することが必要である。

ア 犯人として ① されているとき（1号）

① とは、その者を明確に犯人として認識している者により、追跡・呼号を受けていることが明白な場合をいう。

イ ② 等を所持しているとき（2号）

② とは、財産犯によって得られた物である。

ウ 身体又は被服に犯罪の顕著な ③ があるとき（3号）

負傷、被服の破損、血痕・汚泥の付着等、身体又は被服に当該犯罪を行ったことが外部的に明らかとなるような痕跡が認められる場合をいう。

エ ④ されて逃走しようとするとき（4号）

④ とは、「誰か」と問いただすことであるが、必ずしも声を発することは要せず、例えば、懐中電灯を照らしたところ、逃走を図ったとき等もこれに当たる。

(3) 時間的場所的接着性

一般的に、時間的には最大で ⑤ 時間の範囲内とされている。

距離的には、犯行の約1時間40分後、現場から約4kmの距離で行った準現行犯逮捕を適法とした判例がある（最決平8.1.29）。

(4) 犯罪と犯人の明白性

その者が特定の犯罪の行為者であることが、個別的要件に該当する事実を含むその場の状況等から逮捕者に明らかであることを要する。

明白性の判断は、犯人に関する事前の情報や手配内容、現場の客観的状況等から総合的に行うことができる。

3 問題事例の検討

(1) 個別的要件

甲は、靴が泥にまみれ、顔に傷があり、血の混じった唾を吐いているから、身体又は被服に集団乱闘事件の犯人としての顕著な証跡があるといえ、刑訴法212条2項3号の要件を満たす。

(2) 時間的場所的接着性

事件発生から約1時間半、現場から約3kmであるから、時間的場所的接着性が認められる。

(3) 犯罪と犯人の明白性

甲は、靴が泥にまみれ、顔に傷があり、血の混じった唾を吐いており、A巡查部長が一報を受けていた集団乱闘事件の犯人としての特徴を明白に有する。

(4) 結論

以上から、準現行犯逮捕の要件を満たす。

昔は、刑法の盗品等に関する罪のことを、
 赃物罪と呼んでいたらしいぞ。
 ちなみに条文上、赃物は「贓物」と書いて
 ある。漢字の書き取りテストで絶対出てほ
 しくない漢字だな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

05

逮捕の種別(1)

STEP 1

問題事例

A警部補は、繁華街を警ら中に女性から「あの男に鞆をとられた」との急訴を受け、指差す方を見ると男が車に乗り込み急発進した。

男を直ちに逮捕するためパトカーで追跡し、逃走車両のナンバー等を無線手配し、緊急配備が発令されたところ、男が乱暴な運転で逃走していたため、航空隊のヘリコプターによる追跡に移行することになった。

男は逃走中に車内から鞆を投げ捨てたが、捜査員により直ちに発見された。結局、ひたたくり現場から約20km、約25分の地点で、男の車両はB警部補により停止され、窃盗の犯人として逮捕された。

この場合における逮捕の種別について述べなさい。

（マンガで問題を読みましょう！）

（左から右に読み進めてください。）





本事例で、A警部補は、ひったくった靴を持ち逃走する直後の男を現認しています。どの逮捕から検討するのがよいでしょうか。



昇任試験対策室副室長
「カメッチ先生」

答案作成のQ&Aを確認しよう!

STEP 2

答案作成のQ & A

Q1 逮捕の種別を判別するコツを教えてください！



A まずは嫌疑の程度に着目しましょう。

似ている性質のものを区別するには、**相違点**に着目するのがコツです。

通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕を行うには、逮捕の理由（特定の犯罪の嫌疑）と逮捕の必要性（逃亡又は証拠隠滅のおそれのあること）の要件を満たす必要がありますが、逮捕の理由に関して、

- ①通常逮捕では、「**相当な理由**」（嫌疑の相当性）
- ②緊急逮捕では、「**充分な理由**」（嫌疑の充分性）
- ③現行犯逮捕では、「**犯罪と犯人の明白性**」（嫌疑の明白性）

が必要とされており、それぞれの逮捕で求められる嫌疑の程度が異なります。ですから、逮捕の種別を判別するには、まずは**嫌疑の程度**に着目するのがコツといえます。

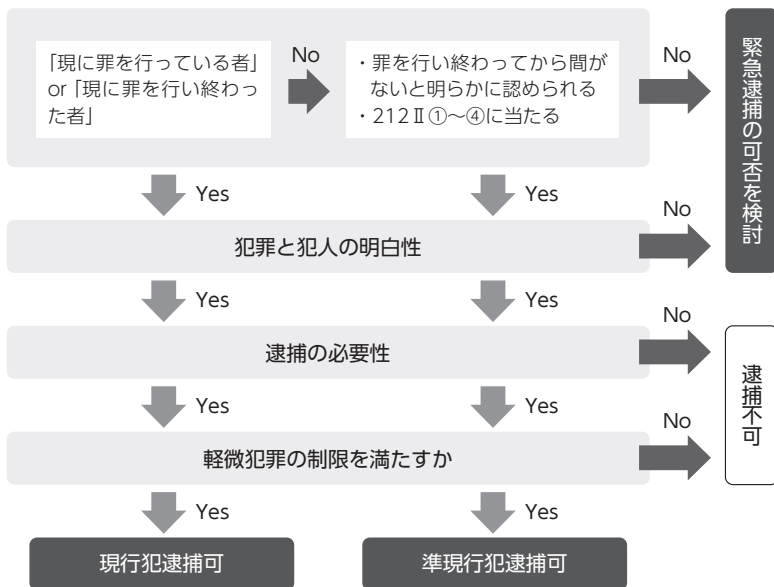
	通常逮捕	緊急逮捕	現行犯逮捕
対象犯罪	・制限なし	・重大な犯罪	・制限なし
逮捕の理由	・相当な理由 (嫌疑の 相当性)	・充分な理由 (嫌疑の 充分性)	・犯罪と犯人の明白性 (嫌疑の 明白性) ・犯罪の現行性、時間的 接着性
逮捕の必要性	・必要 (明らかに逮捕の必要 がない場合は、認めら れない)	・必要 (通常は認められる)	・必要 (通常は認められる)
他の要件	・ 軽微犯罪 の場合に制限 あり ・事前の逮捕状 ・緊急執行した場合の逮 捕状の事後提示	・緊急性 ・事後の逮捕状の請求	・ 軽微犯罪 の場合に制限 あり

Q2

嫌疑の程度に着目するのは分かったが、
どの逮捕から検討すればよいのか？

A

下のフローチャートを参照してください。



フローチャートのように、嫌疑の程度が高い順（現行犯逮捕→準現行犯逮捕→緊急逮捕）に検討するとよいでしょう。

現行犯逮捕、準現行犯逮捕、緊急逮捕が認められないときは、通常逮捕を検討しましょう。



昇任試験対策室副室長
「カメッチ先生」

模範答案例を穴埋めしてみよう！

STEP 3

模範答案例

（ 穴埋めで重要ワードを覚えよう！ ）

1 結論

男を、窃盗罪の現行犯人として逮捕することができる（刑訴法213条）。

2 現行犯逮捕

現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を現行犯人といい、何人でも逮捕状なく逮捕することができる（刑訴法212条、213条）。

(1) 犯罪の現行性・時間的場所的接着性

次のア、イのいずれかを満たすことを要する。

ア 犯罪の現行性

犯罪の実行行為を行いつつある場合でなければならない。

イ 犯罪の時間的場所的接着性

犯罪の実行行為を終了した直後、すなわち、一応の目安として、犯行から現行犯逮捕までの時間が30～40分以内、犯行現場から逮捕現場までの距離が200～300m以内とされる。

なお、追跡が継続している限り、場所的にも時間的にも①。

また、犯行現場から継続した追跡があれば、途中で②。

(2) 犯罪と犯人の明白性

その者が特定の犯罪の行為者であることが、逮捕時における現場の状況等から逮捕者に明らかであることを要する。

3 準現行犯逮捕

以下の要件を満たす者は、現行犯人とみなされる（刑訴法212条2項）。

(1) 個別的要件

ア 犯人として追呼されているとき（1号）

イ 赃物等を所持しているとき（2号）

ウ 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき（3号）

エ 誰何されて逃走しようとするとき（4号）

(2) 一般的要件

ア 時間的場所的接着性

一般的に、時間的には最大で3～4時間の範囲内とされている。

距離的には、犯行の約1時間40分後、現場から約4kmの距離で行われた

準現行犯逮捕を適法とした判例がある（最決平8.1.29）。

なお、上記1号の「追呼」では、追呼が継続している限り、場所的にも時間的にも①。また、犯行現場から継続した追跡があれば、途中で②。

イ 犯罪と犯人の明白性

その者が特定の犯罪の行為者であることが、個別的要件に該当する事実を含むその場の状況等から**逮捕者に明らか**であることを要する。

4 問題事例の検討

- (1) A警部補は、ひたたくた鞆を持ち逃走する直後の男を現認しているため、現行犯逮捕を検討する。
- (2) 男は、追跡者が途中で交代しつつも、犯行現場から継続して追跡を受け、逮捕されていることから、犯罪との時間的場所的接着性の要件も満たす。
- (3) 配備中のB警部補にとって、男は、緊急配備により継続して追跡を受けているひたたくり事件の犯人であることが明白である。
- (4) 以上より、男を、窃盗罪の現行犯人として逮捕することができる。

ヘリコプターは操縦がとても難しいと聞いたことがある。
俺は乗り物酔いしやすいから不安だが、ヘリコプターにいつか乗ってみたいな。



ベテラン穴埋め職人
「うめさん」

解答

① 限界はない ② 追跡者が交代してもよい